大和町縁結び応援団制度実施要綱

(目的)

第1条 独身者の結婚に向けた意識の醸成や出会いを増やし、町への定住を促進するため、この要綱の定めるところにより大和町縁結び応援団制度を実施するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において仲人活動とは、結婚に向けた男女の仲立ちその他の支援をいう。

(登録)

- 第3条 町長は、独身者のために継続して仲人活動を行う者であって、次の条件を満たすもののなかから、大和町縁結び応援団に登録するものとする。
 - (1) 町内に住所を有すること。
 - (2) 年齢 30 歳以上の既婚者であること。
 - (3) 仲人活動を業としておこなっていないこと。
 - (4) 町が開催する会議、研修会等に、原則として参加できること。
 - (5) その他仲人活動が困難である事情がないこと。
- 2 大和町縁結び応援団に登録しようとする者は、大和町縁結び応援団登録申請書 (様式1号)により町長に申請するものとする。
- 3 第1項の規定により登録したときは、遅滞なく、大和町縁結び応援団登録通知書 (様式2号)により本人に通知するものとする。
- 4 町長は、大和町縁結び応援団に登録した者を公表するものとする。

(期間)

第4条 大和町縁結び応援団の登録期間は2年を超えない範囲内で、別に定める期間とする。

(登録の取り消し)

- 第5条 町長は、大和町縁結び応援団に登録した者が、次の各号のいずれかに該当する ときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 本人から登録の取り消しの申し出があったとき。
 - (2) 第3条第1項の条件に反することが認められたとき。
 - (3) その他大和町縁結び応援団としてふさわしくない行為があったとき。

(会議等)

第6条 町長は、大和町縁結び応援団に登録した者の情報交換及び研さんに資するため、必要に応じて、会議、研修会等を開催するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、大和町縁結び応援団について必要な事項は別に 定める。

附 則 この要綱は、公布の日から施行する。